

「おおいた子育てほっとクーポン」の利用について(令和5年度版)

大分県と県内の市町村では、地域の子育て支援サービスを知って、気軽に利用していただくことを目的に、子育て支援サービスに利用できるクーポンを出生時に交付しています。

(1) クーポンの種類

「おおいた子育てほっとクーポン」は、平成27年度から交付していますが、令和5年度以降、新規の交付を取りやめています。

ただし、県内市町村から転入され、転入前の市町村で既に発行しているクーポンがあった場合は、有効期限まで対象とし、令和4年度以前発行のクーポンの残額が交付されます。また、県外から転入され、既発行のクーポンで有効期限が残っている場合に限り、交付対象とします。

- ・ 令和4年度発行分（令和4年度生まれ） 表紙が黄色のクーポン
- ・ 令和3年度発行分（令和3年度生まれ） 表紙が水色のクーポン
- ・ 令和2年度発行分（令和2年度生まれ） 表紙がピンク色のクーポン

(2) クーポンの金額

出生順位×10,000円

(3) クーポンの有効期限

クーポン交付の日から対象となるお子さんの3歳の誕生日の前日

(4) クーポン使用上の注意

- ① クーポンの表紙に、お子さんの住所、氏名を記入してください。
- ② クーポンは、1枚500円です。1回の使用で複数枚使えますが、おつりは出ません。
また、500円未満のサービスについては、クーポンは使えません。
- ③ クーポンの表紙と本券を切り離さないでください。切り離し無効です。
サービス提供者が、クーポンの表紙に記入されたお子さんの氏名、住所、有効期限を確認します。サービスの提供を受けた後に、クーポンを切り離してもらってください。
- ④ サービス内容によって、クーポンを利用できる人や支払い方法が異なります。
また、小学生までの兄弟姉妹のお子さんもクーポンを利用できるサービスがあります。
- ⑤ クーポンを他人に譲渡することはできません。
不正に使用した場合には、法律により罰せられることがあります。
- ⑥ クーポンの再発行はできません。なくさないように注意してください。
- ⑦ クーポンは、通常の保育料には使えません。

■ クーポンを利用できるサービスについて

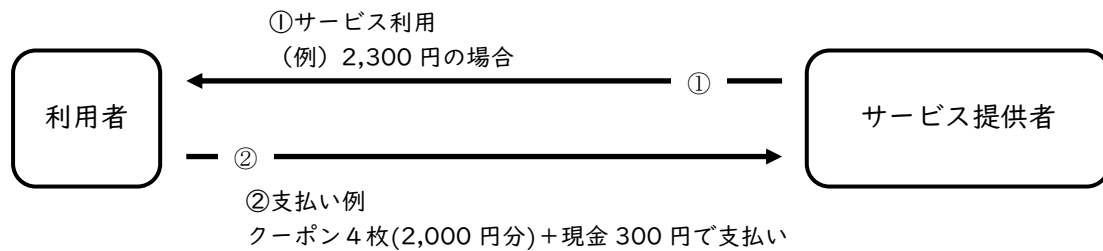
クーポンを使って利用できるサービスは、(1) 保育・育児支援サービス、(2) 保健サービス、(3) その他のサービスです。(別紙を参照)

■ クーポンの使い方

①クーポンで直接サービス提供者に支払う場合（現物払い）

利用料金（給食費・実費を除く）に相当するクーポンをサービス提供者に渡してください。

※500円未満の端数があるときは、現金でお支払いください。



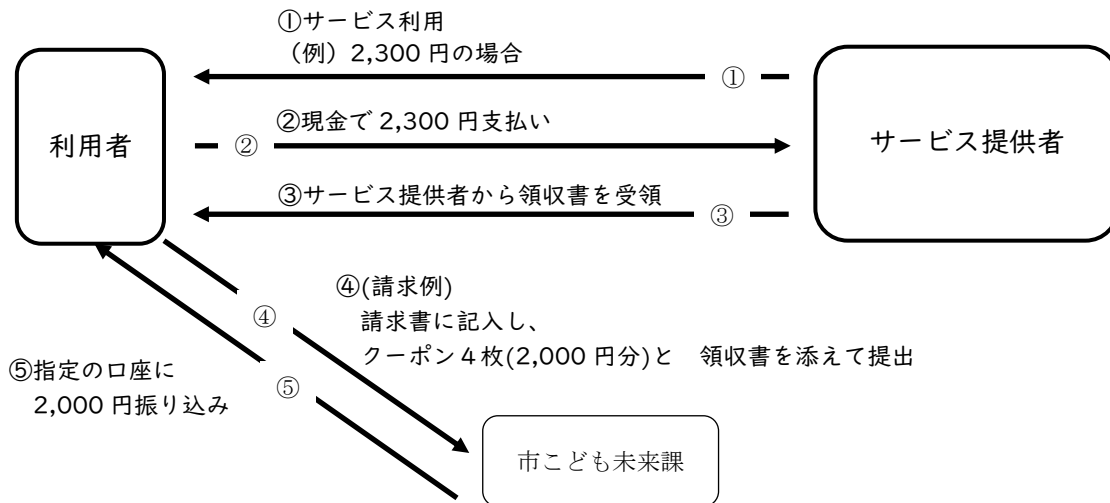
現物払いにより利用できるサービス

- 認定こども園や保育園での一時預かり（一般型・幼稚園型）
- 認定こども園や保育園での延長保育
- ファミリー・サポート・センター
- おむつ・ミルクの購入
- 病児・病後児保育
- 歯のフッ化物塗布（保険外診療分）
- 舞台鑑賞・自主活動・会費・入会金
- 読み聞かせ用絵本の購入

※一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、フッ化物塗布で償還払いを利用する場合は、領収書をお持ちください。

※読み聞かせ用絵本の購入で償還払いを利用する場合は、領収書及び絵本の現物をお持ちください。

②利用料金を一度現金で支払い、後日、市こども未来課窓口にて請求する場合（償還払い）



償還払いにより利用できるサービス

- インフルエンザ予防接種
- おたふくかぜ予防接種

※ サービス利用後、6ヶ月以内に請求してください。

※ 請求書は、市こども未来課または各振興局の窓口にて用意しています。

※ クーポンの冊子と医療機関が発行する領収書、預金通帳など振込先口座が確認できる物をご持参ください。

※ 医療機関が発行する領収書に、医療機関名、日付、接種したお子さんのお名前、各種予防接種であることが明記されていることをご確認ください。

※ 接種一回の利用上限額は5,000円までとなります。

問い合わせ先

日田市 こども未来課 子育て政策係

TEL 22-8317